

## 入間市健康福祉センタートレーニング室の見直しについて（案）

## 1 トレーニング室見直しの趣旨

入間市健康福祉センタートレーニング室は、市民ひとり一人が自ら主体的に健康づくりに取り組むための拠点施設として、平成15年4月に開設以来19年が経過しようとしています。これまで、時代の変遷とともに行政運営の適正化が求められ、市の直接運営から民間事業者への委託による運営とした見直しを行い現在に至っています。

開設当初は、トレーニング室に類似した運動施設は少ない状況でしたが、現在は他に8施設あり、市全体の市民の健康づくり環境は改善されていると言えます。しかしながら、高齢者が安心して利用できる施設は少なく、特に、疾患が医師の指示に基づいて健康づくりに取り組むことができる施設は他になく、公的な施設としての重要な役割であると認識しております。

近年、少子高齢化に伴い、人口減少や労働稼働年齢構造のゆがみなどの観点から行政サービスの最適化により、官民の役割分担、受益者負担、公平性・効率性などが求められ、また、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への移行が必要となります。そうした、時代、状況に即したトレーニング室に向けて見直しを図るものです。

## 2 当市の現況と課題

## (1) 開設時間について

月曜日～土曜日：9時～22時  
日曜日：9時～17時

## 【課題】

○ダイアプラン構成5市（所沢市、狭山市、飯能市、日高市、入間市）の相互利用協定から他市民の利用も多い状況にあり、利用時間の均衡を図るため時間の見直しが必要です。

○祝日の夜間の利用者数が、平日の夜間利用者数より少ないことから、効率のよい運営について見直しが必要です。

20時以降の入館者数 祝日以外（平均13.7人）

20時以降の入館者数 祝日（平均7.8人）

## (2) 利用時間について

利用1回当たり：利用制限なし

## 【課題】

○ダイアプラン構成5市との公平性の観点からは、制限時間を設定する必要があります。

『ダイアプラン構成5市の状況』

| 施設名              | 入間市<br>トレ室                             | 入間市<br>体育館           | 所沢市<br>体育館           | 狭山市<br>体育館           | 狭山市<br>サピオ           | 飯能市<br>体育館           | 日高市<br>アリーナ          |
|------------------|----------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 開設時間             | 月～土<br>9:00～22:00<br>日曜日<br>9:00～17:00 | 全日<br>9:00～<br>21:30 | 全日<br>9:00～<br>21:00 | 全日<br>9:00～<br>22:00 | 全日<br>9:00～<br>22:00 | 全日<br>9:00～<br>21:00 | 全日<br>9:00～<br>21:00 |
| 休館日<br>(年末年始は休館) | 定期的な休館はなし(年7日臨時休館)                     | 2～3か月に1回(火曜日)        | 第2月曜(月1回)            | 月曜日(月2回)             | 第1月曜日                | 毎週月曜日                | 第1・第3月曜日             |
| 利用時間制限           | なし                                     | なし                   | 2時間                  | 2時間                  | 2時間                  | 1時間                  | 3時間                  |

(3) 利用料金について(1回当たり利用料) 利用制限時間なし

| 区分         | 64歳未満            | 65歳以上            |
|------------|------------------|------------------|
| 1回券        | 300円             | 200円             |
| 回数券(11枚綴り) | 273円(3,000円/11回) | 182円(2,000円/11回) |
| 1か月定期券     | 100円(3,000円/30回) | 67円(2,000円/30回)  |
| 3か月定期券     | 67円(6,000円/90回)  | 45円(4,000円/90回)  |

【課題】

- 開設から19年間に於いて料金改定を実施していないため、適正な受益者負担の観点からは見直す必要があります。
- 障害者の利用料免除については、利用の公平性、受益者負担の観点からは検討する必要があります。
- ダイアプラン構成5市との相互協定があるが、市内外利用者数からの構成割合により利用料の差別化を検討する必要があります。

『ダイアプラン構成5市の状況』

| 施設名          | 入間市<br>トレ室 | 入間市<br>体育館 | 所沢市<br>体育館                     | 狭山市<br>体育館   | 狭山市<br>サピオ   | 飯能市<br>体育館    | 日高市<br>アリーナ   |
|--------------|------------|------------|--------------------------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 1回当たり<br>利用料 | 300円       | 300円       | 420円                           | 200円         | 200円         | 100円          | 400円          |
| 定期券          | あり         | なし         | なし                             | なし           | なし           | なし            | なし            |
| その他<br>料金    |            |            | ロッカー 50円<br>シャワー 100円<br>Ⓔ200円 |              |              |               |               |
| 障害者<br>利用料   | 無料         | 無料         | 無料                             | 100円<br>(半額) | 100円<br>(半額) | 100円<br>(上記同) | 400円<br>(上記同) |

### 3 見直し案

(1) 開設時間について

月曜日～土曜日：9時～21時

日曜日・祝日：9時～17時

【理由】

ダイアプラン構成5市における市民の利用も多い状況にあり、公平性の観点から1時間の短縮を図るものです。

現状として、月～土曜日の20～21時までの利用者数の平均は13名（滞在者数33名）（H30年度調べ）であり、実態に則した見直しをするものです。また、祝日の夜間の20～21時までの入館者数の平均は、7.8人と少ないことから、日曜日の開設時間にあわせるものです。

(2) 利用時間について

利用1回当たり：2時間

【理由】

ダイアプラン構成5市において、入間市のみ利用時間の制限がないことから、公平性の観点から2時間の利用制限を設けるものです。

(3) 利用料金について

- ◆ 100円の値上げ
- ◆ 定期券の廃止
- ◆ 65歳以上の区分廃止
- ◆ シャワー1回＝100円
- ◆ 超過料金の設定（1時間100円）
- ◆ 障害者1回100円

|            | 現行     | 改正(案)  |
|------------|--------|--------|
| 1回券        | 300円   | 400円   |
| 回数券(11枚綴り) | 3,000円 | 4,000円 |
| 1か月定期券     | 3,000円 | 廃止     |
| 3か月定期券     | 6,000円 | 廃止     |
| シャワー利用料    | 無料     | 100円   |
| 超過料金(1時間)  | なし     | 100円   |
| 障害者        | 免除     | 100円   |

【理由】

ダイアプラン構成5市における市民の利用も多い状況にあり、公平性の観点から利用料の値上げをし、定期券及び65歳以上の料金区分を廃止するものです。

また、受益者負担の原則から新たな区分を設けて利用料を徴収するものです。

(4) 利用者数制限について

滞在者数： 最大 80名 ※現在50名(コロナ対策における対応)

【理由】

新しい生活様式を踏まえ、利用者の安全性の確保と混雑緩和のため、利用者数制限を設けるものです。

ただし、社会状況に即し、臨機応変に対応するため条例で制定せず、要領において定めるものです。

#### 4 見直しによる効果

○長時間滞在者の減少による混雑の緩和。

○新たな利用者の増加。

実利用者数 約 2,800人(H30年度) → 3,000人以上

○サービスに応じた料金負担(適正な受益者負担)。

○トレーニング室運営委託料の減額。

○過度なトレーニングによる熱中症等による搬送者の減少。